

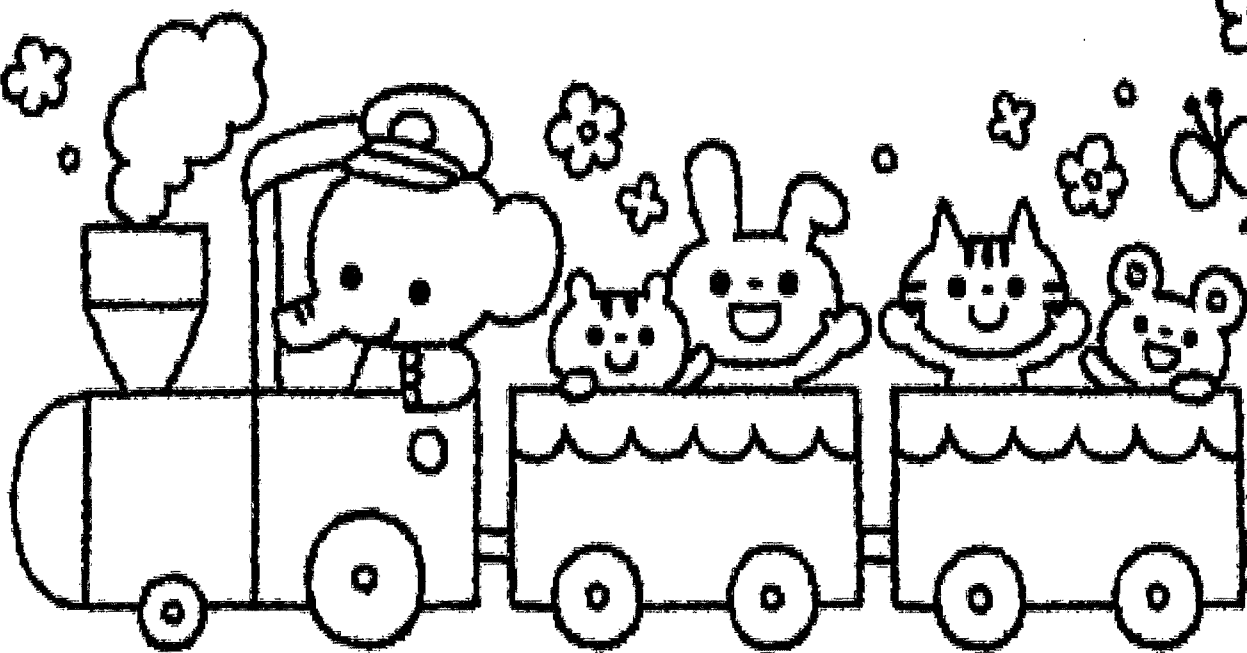
# 入園のしおり



学校法人 清豊学園

認定こども園おおやち

2号・3号認定



このたびお子さまが入園されましたことを職員一同、心よりお慶び申し上げます。これから始まる集団生活への不安、日々の成長には紆余曲折があることと思います。私たちは、お子さまの大切な乳幼児期を保護者とともにを見守ってまいります。長い園生活が楽しく充実したものになりますよう尽力してまいります。保護者のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

## 教育及び保育の目標並びに主な内容

### 教育方針

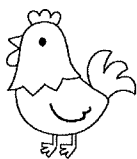
- ・自律とチャレンジ精神が身につくような、活動的な子どもを育てる。
- ・仲良く遊べ協力してやりとげる活動をし、思いやりのある子どもを育てる。
- ・慈愛に満ちた家庭と、明るく熱意ある保育者と共に子どもを育てる。
- ・あと伸びをする子どもを育てる。

### 保育目標

- ・心と体がしなやかで強い子に(健康)
- ・友達と仲良く生活できる子に(人間関係)
- ・身近な事柄に深い関心を持ち、考えを伝える子に(環境)
- ・言葉を豊かに使える子に(言語)
- ・美しい物事に感動し、それを表現できる子に(表現)

### 保育内容

- ・自由遊び 友達と場所、遊具を自由に選択して遊ぶ。
- ・生活 生活の決まりや、けじめがわかる。
- ・課題活動 自然や物事に興味を持ち、関心のある事を体験しみにつける。



こども園での一日

時間	0歳児	1.2歳児	3.4.5歳児
7:00 8:00 9:00	登園・自由遊び		
10:00	月齢に合わせて 睡眠・ミルク 離乳食の時間を とります。	戸外あそび・室内あそび	
11:00			
12:00		11:30	昼食
13:00		午睡	
14:00			
15:00		15:00	目覚め・おやつ
16:00			
17:00	順次お迎え・降園		
18:00			
19:00	延長保育(19:00まで)		

年間行事

項目	行事内容
子どもの活動行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入園式</li> <li>・卒園式</li> </ul>
季節の行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの日</li> <li>・七夕の会</li> <li>・運動会</li> <li>・発表会</li> <li>・お泊り会(年長)</li> <li>・おもちつき</li> <li>・節分</li> <li>・ひなまつり</li> </ul>
毎月の行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お誕生会</li> <li>・身体測定</li> <li>・避難訓練</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懇談会・健康診断(年2回)</li> <li>・歯科検診(年1回)</li> <li>・お弁当の日(毎月第2金曜日)</li> </ul>



## 登園

- 登園は午前9時30分までをお願いします。
- 登降園の際にご家庭でのお子さんの様子をお聞かせください。保育教諭から園での様子や連絡事項などをお伝えします。
- 欠席する場合、または登園の時間が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までにお知らせください。
- 緊急連絡先に変更が生じる場合（外勤やお休みなど）は、事前にお知らせください。

## お迎え

- 保護者または代わる方が送迎してください（送迎は大人が行ってください）。
- お迎えの人や時間がいつもと違う場合は、事前にお知らせください。
- 送迎の保護者や兄弟が伝染病等に罹っている場合は園舎の立ち入りは控えてください。玄関で職員が対応します。

## 毎朝の体温等の確認

- 登園前に体温や健康状態等の確認を行ってください。

## 自家用車等での送迎の方へ

- 園内の走行は、園児の飛び出しに十分気をつけ最徐行での走行を心がけてください。
- 時間に余裕をもって来園し、駐車スペースに駐車してください。
- 車上荒らし予防のため、施錠し車内に貴重品等を置かないようにしてください。

## 給食

- 給食は、食器類を含め園で用意いたします。
- 離乳食・・・お子さまの発達状態、食事状況に応じてご家庭と協力しながら もぐもぐ期→かみかみ期→ぱくぱく期と段階的に進めていきます。
- 母乳・ミルクの対応をしています。母乳の方はあらかじめご相談ください。
- アレルギー食の対応医師の指導により、除去食の対応を希望される場合はあらかじめご相談ください。
- 保護者へは、前月中に献立表を配布します。
- 3・4・5歳児はおしぼりとおしぼり入れを毎日用意してください。
- 毎月1回、おべんとうの日を設定させていただいています。

## お昼寝

- 午睡用のコット（簡易ベット）を用意しています。



## 園と保護者との連絡

- ・0歳、1歳、2歳児は、園での状況や家庭での状況を相互連絡し合うために連絡帳を活用します。
- ・月1回、園だよりを発行して行事や共通連絡事項等をお知らせします。
- ・体調等について、保護者と情報を共有させていただきます。
- ・保護者の参加行事は、事前に予定を知らせておくなどして利用しやすい体制を整えるよう努めます。

## 健康管理

### 感染症

- ・麻疹（はしか）・百日咳・水ぼうそう・流行性耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから集団生活に支障がない状態に回復した後に登園してください。なお、登園する場合は医師発行の「感染症罹患後の登園許可についての医師の意見書」を提出してください。溶連菌感染症・ウィルス性胃腸炎・RSウイルス感染症等の感染症にかかった場合は、病状が回復し、集団生活に支障がない状態に回復した後に登園してください。なお、登園する場合は「感染症罹患後の保護者の登園届」を提出してください。

### 病気やケガについて

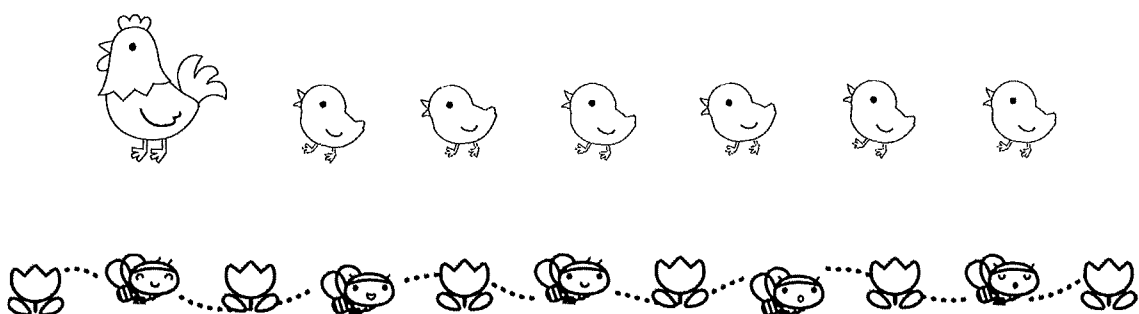
- ・登園時に37.5度以上の発熱や病気中のお子さんはお預かりできません。
- ・発熱がなくても食欲がない、咳などで熟睡できていない、激しい下痢や嘔吐の症状がある場合は無理をせず、できるだけ家庭で保育し十分休養させてあげましょう。
- ・保育中に38.0度以上の発熱、下痢や嘔吐があったときは、保護者に連絡をさせていただきます。お迎えをお願いいたします。

### 予防接種について

- ・予防接種をした時は、必ず園に報告してください。接種を受けた後は安静が必要とされますので、お休みの日、または降園後の接種をおすすめします。

### 与薬について

- ・園での与薬は医療行為にあたるため行いません。あらかじめ主治医にその旨をお伝えいただき、与薬を1日3回から2回にする等、処方の方をご相談ください。



## 入園準備

### 持ち物

- ・園では薄着を心がけていて、できるだけ半袖・半ズボンで過ごします。気温によっては長袖・長ズボンとなりますが、毛糸の服や重ね着・厚地の服は活動しにくくなるので、長袖・長ズボンでも薄着を心がけてください。
- ・活動しやすく、脱ぎ着が簡単な衣類をご用意ください。
- ・汚れたときのための十分な着替えをご用意ください。また、常に補充して下さい。
- ・外遊びをするので、帽子をご用意ください。帽子には「あごゴム」と、ハンガーに掛けやすいように「かけひも」をつけてください。幼稚舎ではカラー帽子を使用します。
- ・寒いうちはジャンパーを着て外に出て遊びますので、ジャンパーをご用意ください（あまり風を通さないタイプのジャンパーがいいでしょう）。
- ・衣類・持ち物など、すべてものものに名前をご記入ください。  
（同じ名前のお子さんもいるので、フルネームでご記入ください）

### こんな衣類がおすすめです

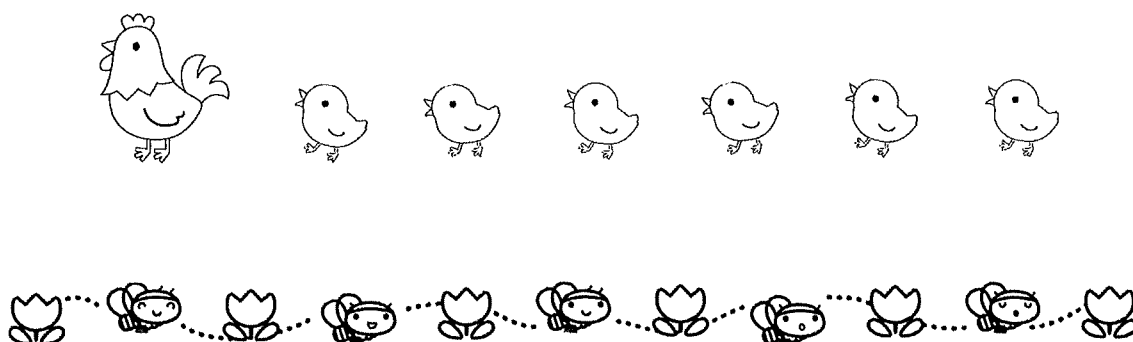
- ・体にあったサイズで伸縮性のある素材のものををご用意ください（例：カットソー、ジャージ生地のものなど）。
- ・長袖の肌着、タイツ、ももしき、オーバーオール、胸あてつき吊りズボンは、暑かったり、危険なので避けてください。また、遊んでいるときに事故につながりやすいので、ヒモやフードのついていない服をご用意ください（カーゴパンツのひもはとってください）。
- ・外遊び用のくつは、足に合った履きやすい運動靴をご用意ください。
- ・室内は「はだし」で過ごします。

### 冬の服装

- ・冬もたくさん外で遊びますので、保温性、防水性のあるスノーウェアをご用意ください。詳しくは雪が降る前に別紙でお知らせいたします。

### 延長保育

- ・申込み…延長保育を利用するにあたっては事前に登録が必要です。
- ・急に延長保育が必要な場合…当日延長保育利用開始の1時間前までにご連絡願います。



## 支給認定区分・住所等の変更

・保護者の住所、勤務先、勤務時間、電話等が変わった時はお知らせください。届けが必要になります。

・届けが必要な事項

### (1) 支給認定区分の変更

#### ア 1号認定から2号認定に変更する場合

提出書類：「支給認定区分変更申請書」（市町村指定様式）  
「保育を必要とする事由」がわかる書類(就労：勤務証明書等)  
「1号認定証」

提出先：当園（その後、当園から市町村に提出します）

#### イ 2号認定から1号認定に変更する場合

提出書類：「支給認定区分変更申請書」（市町村指定様式）  
「2号認定証」

提出先：当園（その後、当園から市町村に提出します）

#### ウ 3号認定から2号認定に変更する場合

年齢到達で認定区分が変更になる場合、市町村より自動的に新しい認定証（2号認定証）が送付されます。

提出書類：「3号認定証」

提出先：市町村または当園

#### エ 就労時間等の変更に伴う認定区分（時間）を変更する場合

提出書類：「支給認定区分変更申請書」（市町村指定様式）  
「保育を必要とする事由」がわかる書類(就労：勤務証明書等)  
「支給認定証」

提出先：当園（その後、当園から市町村に提出します）

### (2) 住所・世帯構成・保護者区分の変更

提出書類：「変更届」（市町村指定様式）

提出先：当園（その後、当園から市町村に提出します）

## 健康診断等

### (1) 健康診断・歯科検診

年2回、内科検診を実施します。年1回、歯科検診を実施します。検診の結果は、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。

### (2) 身体測定

乳児は毎月1回、幼児は年4回、身長・体重測定を実施します。測定の結果は、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。

※ その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたらご相談ください。

乳幼児の体調に異常が見つかった場合、適切な対応をいたします。また保護者のご相談に応じます。



## 納入金

### 保育料

- ・保育料は、毎月期日までに各家庭所定の金額を直接納入していただきます。
- ・支払方法は、毎月初めに納入袋に保育料・諸経費を合わせた請求書をお渡ししますので、なるべくつり銭のないよう、毎月10日までに納入してください。
- ・納入の際は必ず保育教諭に手渡しをお願いします。(連絡帳やカバンには入れないでください)

### 諸費

- ・布オムツ、オムツカバー（利用児）、午睡用シーツ、タオルケットのクリーニング代、延長保育料（利用児）、消耗品にかかる費用を納入してください。
- ・利用料金につきましては一覧表をご覧ください。

#### 月々に必要な諸経費

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳・5歳
布オムツ・オムツカバー・お尻ふき・食事用エプロン	3,000円	3,000円			
午睡用シーツ・タオルケット・おしぼり	1,200円	1,200円	1,200円	1,000円	1,000円
給食時の主食代				1,500円	1,500円
合計	4,200円	4,200円	1,200円	2,500円	2,500円

\*年度初め及び入園時に年間に使用するタオルと雑巾代・ビニール袋にかかる費用を納入していただきます。

3・4・5歳児→900円 2歳児→1,500円 0・1歳児→900円

\*幼稚園へ進級時に通園バック・通園帽子3800円が別途かかります。

## 1 実費に係る利用者負担金

項目	内容	金額
教材費（3歳児）	シール帳・バッチ・カラー帽子 保育用品（自由画帳、クレヨン）	年額3,500円
教材費（4歳児）	シール帳・バッチ	年額2,000円
教材費（5歳児）	シール帳・バッチ	年額2,500円
園帽子・鞆代（1号・2号）	入園・進級時のみ	1,000円
給食費（1号認定子ども）	出席日数にかかわらず一律	月額4,000円
給食費（2号認定子ども）	出席日数にかかわらず一律	月額1,500円





## 2 時間外保育に係る利用者負担（2号・3号認定子ども）

項目	保育短時間（8時～16時） （18時～19時までは、保育標準時間の料金と同額を徴収）			保育標準時間（18時～19時）
	7時～8時 （1時間）	16時～18時（2時間）		
		（1時間以内の利用）	（1時間を超える利用）	
金額	100円	100円	200円	200円
金額 （減免 世帯）	50円	50円	100円	100円

\*お迎えが時間が6時を過ぎると延長保育になります。

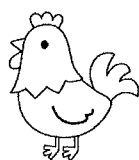
\*延長保育を利用する場合は月ごとにまとめて徴収致します。

## 3 一時預かりに係る利用者負担（1号認定子ども）

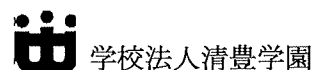
1号子ども 在園児	14:00～18:00 日額500円 月額10,000円		
	長期休日利用		
	朝		
	午前	8:00～13:00	1,000円
	午後	13:00～18:00	1,000円
終日	8:00～18:00	1,500円	

\*延長保育を利用する場合は月ごとにまとめて徴収致します。

上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。



## 重要事項説明書



### 1 施設の目的及び運営の方針

#### (1) 施設の概要

設置 主体	名称	学校法人清豊学園
	所在地	札幌市厚別区大谷地東3丁目5番11号
	電話番号	011-891-0111
	代表者氏名	理事長 小西 隆文
施設	施設の種類	幼保連携型認定こども園
	施設の名称	認定こども園おおやち
	施設所在地	札幌市厚別区大谷地東3丁目5番11号
	連絡先	電話番号 幼稚舎 011-891-0111 保育舎 011-801-5600
	管理者	園長 齊藤 麻衣子
	認可年月日	平成26年4月1日

#### (2) 目的

認定こども園おおやち（以下「当園」という）は、3歳未満の保育を必要とする子どもに対する保育、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的かつ継続的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えてその心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

#### (3) 運営の方針

- ・教育・保育の提供に当たっては入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行います。
- ・社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めます。
- ・安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行います。

### 2 提供する教育・保育等の内容

(1) 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行います。

- ・発達の連続性を考慮した教育・保育の提供

0歳から小学校就学前の一貫した教育および保育、園児の発達を考慮した教育及び保育を提供します。

・様々な年齢の園児の発達の特性に応じた教育・保育の提供

満3歳未満の園児については、特に健康、安全や発達の確保を図ります。

満3歳以上の園児については、同一学年の園児で編成される学級による集団生活や異年齢交流の中で遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるようにします。

(2) (1)に掲げる教育・保育のほか、次に掲げる便宜の提供を行います。

ア 食事の提供

・提供方針

当園では、食事について全ての活動の源となる大切なものと考えています。そのために安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める食事の提供を目指しております。

・提供方法

自園調理及び外部搬入

・昼食・おやつ

・アレルギー等への対応

アレルギーで食べられないものがありましたら、必ず事前に御連絡ください。除去するなど、可能な限り対応をいたします。(例)卵・牛乳等

・衛生管理等

調理にかかわる者は、毎月検便を行っています。

イ 2号認定子ども及び3号認定子どもの時間外保育

ウ 1号認定子ども(在園児)の一時預かり保育

エ その他の便宜については別途定めます。

(3) 当園は、職場内外の研修受講等など保育の質を向上させるため職員のスキルアップに努めます。

(4) 当園が行っている自己評価や第三者評価について、その実施状況を記載し、評価結果を説明します。

### 3 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	職務内容	常勤	非常勤
園長	当園の管理運営を総括します。	1	
副園長	園長を助け、園務の整理等を行います。	1	
主幹保育教諭	地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、教育・保育内容について他の保育教諭を総括します。	2	
保育教諭	入園している子どもに対し教育・保育を行います	14	9
事務員	経理事務、その他庶務に関する業務を行います。		1
栄養士 調理員	札幌市が作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。アレルギー児童に対する保護者との連携を行います。	2	3

職 種	職務内容	常勤	非常勤
用務員	園内の用務、清掃を行います。	1	2
備考			
1 札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準に関する条例に規定する基準を遵守したうえで、教育・保育の提供に必要と認められる職員として、上記職種の職員を配置します。また、必要に応じて、上記に掲げる職員以外のものを配置することがあります。			
2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。			

#### 4 教育・保育を行う日及び時間等

当園では、教育・保育を提供する日・時間を次のとおり定めています。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号（以下「1号認定子ども」という）の区分に掲げる子ども

##### ア 学期

(ア) 第1学期 4月 1日 ～ 7月18日

(イ) 第2学期 8月16日 ～ 12月20日

(ウ) 第3学期 1月17日 ～ 3月20日

##### イ 休園日

(ア) 土曜日、日曜日及び国民の休日

(イ) 夏季休園 7月19日 ～ 8月15日

(ウ) 冬季休園 12月21日 ～ 1月16日

(エ) 春季休園 3月21日 ～ 4月 7日

##### ウ 教育・保育を提供する時間

(ア) 教育時間 午前9時00分～午後1時30分

(イ) 在園児の一時預かり保育 午前8時00分～午前8時30分  
午後2時00分～午後6時00分

なお、在園児（1号認定子ども）の休日の一時預かり保育については、午前8時00分から午後6時00分までとなります。

(2) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号（以下「2号認定子ども」という）及び同項第3号（以下「3号認定子ども」という）の区分に掲げる子ども

##### ア 教育・保育を提供する日

月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までを除きます。）ただし、本園の判断により必要に応じて上記の日以外であっても保育することがあります。また、お盆の時期などにご家庭における保育をお願いする場合がありますが、ご家庭での保育が困難な場合は、通常どおり保育の提供を行いますので、事前にご相談ください。

イ 教育・保育等を提供する時間

(7) 保育時間

保育必要量	保育時間
保育標準時間	午前7時00分から午後6時00分までの範囲内
保育短時間	午前8時00分から午後4時00分までの範囲内

(4) 時間外保育

保育必要量	保育時間
保育標準時間	午後6時00分から午後7時00分までの範囲内
保育短時間	(1) 午前7時00分から午前8時00分までの範囲内 (2) 午後4時00分から午後7時00分までの範囲内

5 保育料等

(1) 教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

- (2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法、時期については別途お知らせします。また、別表2に掲げる費用のほか、教育・保育の提供にあたって保護者負担が望ましいものについては、別途費用を徴収することがあります。この場合は、あらかじめ費用を負担いただく目的やその理由について適宜書面でご案内しますのでご了承ください。

6 利用定員

(1) 対象児童

1号認定子ども、2号認定子ども及び3号認定子どもに該当する子ども

(2) 利用定員

子どもの区分	定員	区分ごとの定員
1号認定子ども	60人	3歳児 20人
		4歳児 20人
		5歳児 20人
2号認定子ども	45人	
3号認定子ども	35人	満1歳以上 24人
		満1歳未満 11人

7 利用の開始及び終了に関する事項等

(1) 入園・選考方法

当園は、1号子どもの利用定員の総数を超える利用の申込みがあった場合、条例第7条第2項

の規定により抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考します。

(2) 退園

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- ア 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の時期に達したとき
- イ 3号子どもの保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ウ 札幌市と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき
- エ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

8 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。教育・保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、学校医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

ア 小児科

医療機関の名称	たさき子ども相談診療室
院長名	田崎 卓見
所在地	札幌市厚別区大谷地東4丁目2-20
電話番号	011-802-2877

イ 歯科医

医療機関の名称	新札幌いった歯科
院長名	西尾 匡弘
所在地	札幌市厚別区厚別中央2条4丁目9-15 新さっぽろ中央メディカルビル3F
電話番号	011-895-1801

(2) 緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は子どもの身体の安全を最優先に考え、当園が責任を持ってしかるべき対処を行いますのであらかじめご了承ください。

(3) 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。		
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・誘導灯、非常用照明 有</li> <li>・パッケージ型消火設備 有</li> <li>・消火器 有</li> <li>・その他、カーテン等の防災処理 有</li> </ul>		
避難・消火訓練	・避難訓練及び消火訓練を毎月実施します。		
第1次避難場所	園庭	第2次避難場所	大谷地駅前公園

## 9 要望・相談の受付

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解決責任者 園長</li> <li>・受付担当者 主幹保育教諭</li> <li>・ご利用時間 当園開園日、開所時間内</li> <li>・電話番号 幼稚舎 011-891-0111 保育舎 011-801-5600</li> </ul>	
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	高木 真理	住所 札幌市豊平区月寒東1条17丁目4番33号
		電話番号 011-854-2415
		児童養護施設園長
	板垣 俊夫	住所 札幌市白石区平和通17丁目北5番7号
		電話番号 011-374-4127
		行政書士

## 10 損害賠償保険に関する事項

当園は、全園児を対象に園指定の損害賠償保険に加入しています。保険金は園で負担します。

独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」

全国私立保育園連盟保険制度「賠償責任保険普通保険」

## 11 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

当園は、個人情報取扱規程に基づき情報を取扱います。また、次に掲げる場合は法令に基づき第三者に対し、個人情報の提供をすること、又は使用することがあります。

### (1) 個人情報の提供

#### ア 園児指導要録を送付するとき

小学校就学の際に、「園児指導要録」を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされていることから、「教育・保育に関する記録等」について、入学予定の小学校へ情報提供を行います。

#### イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対して、必要な情報提供を行うことがあります。

#### ウ 教育・保育にあたり、市町村に対して報告が必要なとき

法令等に基づき、支給認定を行った市町村に対し、報告が必要なときは情報提供を行います。

### (2) 個人情報の使用


#### ア 保育料の金額の情報

お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限って使用します。

#### イ 子ども及び子どもの世帯の情報

届出のあった子ども及び世帯の情報は、教育・保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

学校法人 清豊学園

 認定こども園 おおやち

-----  
保育舎 TEL (011)801-5600 FAX(011)801-5602  
幼稚舎 TEL (011)891-0111 FAX(011)891-0151

